

平成 30 年 6 月 12 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03147

研究課題名(和文) 占領法規の現代国際法上の位置づけと意義に関する多元的研究

研究課題名(英文) Significance of the Law of Occupation under the Modern International Law

研究代表者

新井 京 (Arai, Kyo)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：10319436

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：1949年のジュネーブ第4条約以降の発展が不明確な「占領」を規律する国際法の内実は、イラク戦争以降さまざまな局面で問題となった。特に軍事的技術の発展や非正規戦闘員や文民の戦闘参加といった戦争の現実の変化は、第二次世界大戦当時の現実を反映したジュネーブ第4条約の妥当性に疑問を抱かせてもいる。さらに近年の国際法の著しい発展を経て、占領に関する国際法が国際法全体の中でどのように位置づけられるべきかについても不明な点が多かった。本研究は、事例研究や学説の渉獵を通じて、占領法規の現代的内実と現代的意義を明らかにしつつ、占領法規を一般国際法体系の中に定位にすることを試みた。

研究成果の概要(英文)：Contents of the Law of Occupation remains unclear after the adoption of the 1949 Geneva Convention (IV). This has generated debates in many field after the Iraq War 2003-04. Change of the reality of war, including the development of military technology, emergence of "irregular" troops, and direct participation to the hostilities by civilians, posed serious doubts on the relevance of the law, which reflected the reality of the WWII. The other point is standing of the law among the system of international law which has developed dramatically. This development includes emergence of international human rights law, law of non-international armed conflicts, self-determination and jus ad bellum This study focused to find the right position the law of occupation in the system of general international law, clarifying the real contents and the relevance of the law in this era, through the study of cases and academic writings.

研究分野：国際人道法

キーワード：占領 国際人道法 パレスチナ イスラエル アメリカ合衆国 沖縄

1. 研究開始当初の背景

「占領」を規律する国際法は19世紀後半に骨格が形成され、その内実は、1949年のジュネーブ第4条約以降の発展が不明確である。しかしこの占領法は、パレスチナ占領、さらにはイラク戦争をきっかけとして、さまざまな局面で問題となっている。特に軍事技術の発展や非正規戦闘員や文民の戦闘参加といった戦争の現実の変化は、19世紀の現実を反映した伝統的占領法、さらに第二次世界大戦当時の現実を反映したジュネーブ第4条約の妥当性に疑問を抱かせることになった。さらに、ここ数十年の国際法の著しい発展を経て、占領に関する国際法が国際法全体の中でどのように位置づけられるべきかについても解き明かされていない点が多い。本研究はこのような状況をふまえて、占領法を多元的なアプローチで解明する必要があると考えたことを契機としている。

2. 研究の目的

19世紀後半から20世紀初頭に成立し、古典的な戦争観・軍隊観を前提にした「占領法規」は、昨今の戦闘手段の技術的発展、武力紛争の形態の変化、武力行使の目的の変化などを経験して、なお妥当性を有するのか、また妥当性を有するとすれば、どのような今日的意義を有するに至ったのかが問われている。さらに、近年国際法の様々な規範が発展しているところ、それらの規範は平時戦時二元構造の崩壊により占領状態においても占領法規と並行的に適用される可能性があり、占領法規との相互関係が問題となりうる。このように、今日では、占領法規自体の妥当性を現代国際法の様々な文脈の中で捉え直し、占領国に課される義務の内実を再構成する必要性が生じている。本研究はこれに応じて、学問的分析と、実務的政策的提言を行おうとするものである。

3. 研究の方法

本研究では、上記のような法規範・国際環境の「変化」の中で占領法規を問い直そうと考えた。

まず、占領法規が適用されるべき「軍事占領」の定義を現代の武力紛争の文脈のなかで捉え直すことによって、占領法規の現代的意義を明らかにした。すなわち、「現地の実効的支配」、「同意によらない (Non-consensual な) 支配」という軍事占領のハーグ陸戦規則以来の定義が、武力紛争当事者・アクターの輻輳化、無人航空機などの軍事技術の発達、民族紛争における住民のアイデンティティの重層化などの現象によってどのように変化しているかを、近年の国家実行や判例の研究を通じて明らかにしようとした。

また、国際社会の共通利益を確保する必要性が、軍事占領制度にどのような影響を及ぼしているのかの解明を試みた。すなわち、人

権の国際的保障、民主主義、人民の自決権、戦争犯罪訴追、テロ防止などの近年重視されている価値の実現は、占領法規の想定を越える責任を占領国に負わせることになるが、そのような責任が占領法規の枠組み内でどのように正当化されるか、また占領法規の適用をどのようにして排除しうるかを整理し、理論的枠組みの構築を試みた。

最後に、を具体化して、非国際的武力紛争に適用される武力紛争法、人権法、難民法などの最近発展した国際法規が、占領法規と重畳的に適用される場合の具体的な法的効果を、国家実行および判例、人権条約機関の見解などを参照しながら、考察しようとした。ここでは、やや新しい視座として、次のような論点を考えた。イスラエルによるパレスチナ占領のような長期にわたる占領の場合に、占領国としては占領法規やそれとある程度調和的に適用しうる自由権の保障のみならず、住民の福祉に関わる社会権の保障も求められるのか？軍事占領下で新たな武力紛争が占領軍と現地軍事組織との間に生じた場合の適用法規の如何？そのような紛争は軍事占領の形式的終了（「領域国政府の同意に基づく駐留」への変化）後にどのように扱われるべきか？さらに、占領国は、帰還した難民や国内避難民の保護の義務を負わされるか？等である。これらはいずれも、現実の国家実行において法的に未解決となっている問題であり、実務的に解明される必要があった。

4. 研究成果

2015年度は、そもそも軍事占領がどのように定義され、また昨今の事例においてどのように解釈されてきたかについて、諸判例、事例、学説などを整理し、分析することを試みた。著名なイラクやパレスチナ占領のみならず、より「典型的」なコンゴ民主共和国、ジョージア、エチオピア・エリトリアなどの事例を研究することで、占領が現代国際人道法上どのように定義されるかを考察した。

そこで第1に明らかになったのは、占領概念が国際人道法以外の国際法体系の中に位置づけられなければ把握できないという点であった。領域国による駐留受け入れ同意の有無や、領域国(占領国)による当該地域支配の法的根拠などは、ユスアドベルムや領域法などの一般国際法上の問題が、占領の法的定義に大きな影響を与えており、その関連性の中で捉えられなければならないのである。

次に、占領が戦時と平時、安定と混乱、暫定性と恒久性の狭間において生じる法現象であるところから、占領法規、特に占領の定義が国際人道法の適用条件、ひいては国際人道法の存在意義そのものの再検討を迫る点に注目せざるを得なかった。その結果、占領法規の観点から国際人道法の現代国際法秩序における意義を問い直し、占領法規を含む国際人道法が一定の暴力や特別な権限の発

動を「許容する」規範から、そうした暴力や権限行使を「規制する」規範へと、存在意義を変化させつつあることが明らかになった。

2016年度は、伝統的に軍事占領の定義の中核とされてきた「外国軍による領域の実効的支配(=情勢の相対的安定)」という要素、および「同意によらない(Non-Consensualな)外国軍の駐留」という要素のうち、前者に関する実地的調査と後者に関する学説判例調査を行った。「実効的支配」要件については、軍事技術の発展やかかる技術の当事者間における不均衡から問題が生じうる。例えば、イスラエルのガザ地区への昨今の対応のように、地上軍は撤退しているが制空権や制海権を完全に支配し、無人航空機やヘリによる常時監視の下に置かれ、決定があれば数時間で再占領可能な状況を「実効的支配」とみなし、軍事占領に含めうるかという問題である(地上軍なしの支配)。2016年度は、イスラエルによる占領を受けている東エルサレム・ヨルダン川西岸地区の現地調査を行い、またイスラエルとニュージーランドにおいて研究者の意見を聴取することにより、支配のありようの実体を調査することができた。

他方、「同意によらない駐留」という要素についても、調査をすすめた。最近の紛争においては、占領地住民と元来の領域国当局の間にアイデンティティのずれが存在し、そのことが占領軍と占領地住民との関係を複雑化し、外国軍駐留に関する領域国の「同意」の意味を相対化する場合がある。今日の領域国の同意に基づく(占領とはみなされない)軍事活動、例えば、2004年の主権移譲後のイラクにおける英米軍の活動、現在まで続くアフガニスタン「政権」による同意に基づく多国籍軍の治安維持活動が非常に危険なものとなっていること、およびそれら軍隊と現地住民との関係が流動化していることなどから、この問題はアクチュアルなものであると考えられる。学説と判例、過去の事例を調査することにより、「同意によらない」という要素が相当程度意味を変えつつあることが明らかになった。

2017年度は最終年度であったが、前半期は2016年度から引き続き「同意のない」占領の本質に関して学説、判例、事例研究などを行い、占領法規の適用を引き起こす(必要とする)占領の本質に関する考察を深めた。この関係で、イスラエルに再度赴き、西岸地区・ガザ地区占領50年を回顧する学術集会に参加し、このテーマについて研究報告討論を行うとともに、参加した占領法規の研究者、軍関係者などと意見交換を行うことができた。

後半期は、さらにもう一つの占領法の本質と考えられる軍による「実効的支配」の意味について、研究のとりまとめを行った。特に技術発展著しい今日において、地上軍による実効的支配としてどのようなものが想定さ

れるのか、どのような変化がありうるのかの主たる関心であった。実情調査として、昨年度には十分に調査することができなかった、ヨルダン川西岸地区の広い範囲(パレスチナ当局の所在するラマラ、分離壁検問所、西岸地区のユダヤ人入植地、西岸地区のパレスチナ人集落、無人地帯が設定され厳しい軍の管理が続くヘブロンなど)を訪れ、占領地住民の日々の暮らしに対する占領軍の存在感を身をもって体感することができた。

後半期においては、また占領のケーススタディーとして米国による沖縄占領の歴史にも目をむけなければならなかった。その米軍の民政府および琉球政府の実行を調査するため、沖縄県公文書館に出向き一次資料を収拾した。

これらの資料を踏まえて、3年間の研究の集大成として「占領の定義」に関わる論考にまとめた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

新井京「占領の定義について」『同志社法学』69巻7号(2018)487-516頁(査読無し)

新井京「変容する世界秩序と『戦争』の現在: 切れ目なき『対テロ戦争』と武力紛争法のパラドクス」『法律時報』87巻12号(2015年)27-32頁(査読無し)

新井京「国際刑事裁判所規程改正規定における侵略犯罪および侵略行為の『定義』」『国際法外交雑誌』114巻2号(2015年)45-70頁(査読あり)

[学会発表](計4件)

Kyo Arai, “Between Consented and Un-Contested Occupation”, 50 Years after 1967: Evaluating the Past, Present and Future of the Law of Belligerent Occupation, May 22-23, 2017, Tel Aviv University

新井京「同意による『占領』と抵抗なき軍事占領の間」国際法研究会、2017年4月、京都大学

Kyo Arai, “International Humanitarian Law and Japan” 2016 DILA Academy and Workshop: Japanese Contributions to the Development of International Law, 6 November 2016, at Tokyo.

Kyo Arai, " The Scope of Application International Humanitarian Law" " The Protection of Detainees in the Context of Armed Conflicts" International Humanitarian Law and Action, jointly organized by Handong Global University School of Law and the International Committee of the Red Cross (ICRC), 6/7 July 2016, Pohang, Republic of Korea

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新井 京 (ARAI Kyo) 同志社大学・法学部・教授
研究者番号:10319436

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()